

うと市議会だより



編集／議会だより編集委員会

発行／宇土市議会 平成28年8月1日発行

宇土市浦田町51番地

TEL 0964-22-1111 FAX 0964-22-6313

<http://www.city.uto.kumamoto.jp>



被災地の子どもたちに元気を！

避難所の宇土東小学校にくまモン隊が訪問し、うとん行長しゃんと一緒に子どもたちとふれあいました。
子どもたちは笑顔いっぱい体操をしたり、とても喜んでいました。

CONTENTS

- P 2～ 4 熊本地震発生後の市議会活動
- P 5～ 6 平成28年第2回定例会
- P 7～11 一般質問
- P12～14 委員会報告
- P15 議案等の議決結果
- P15 議案賛否一覧表
- P16 議員表彰、編集後記

大雨により被災された皆様へ

6月20日から21日未明にかけ、本市において、時間当たり最大122mmの猛烈な雨が降り、市内各地で土砂災害や床上浸水等が発生しました。

土砂災害により犠牲になられた方々に心から哀悼の意を表するとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

市議会としまして、今後も引き続き、被災された皆様に寄り添い、執行部と共に力を合わせて一刻も早い本市の復興に取り組んでまいりますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

宇土市議会

熊本地震発生後の市議会活動

熊本地震
発生

● 4月14日、午後9時26分

熊本地方を震源とする最大震度7（マグニチュード6.4）の前震が発生。本市でも震度5強を観測し、市では、災害対策本部を設置、全地区の避難所が開設されるとともに、避難者支援、被害状況の確認及び復旧作業が開始されました。

● 4月16日、午前1時25分

熊本地方を震源とする最大震度7（マグニチュード7.3）の本震が発生。本市でも、これまで経験したことのない震度6強を観測し、市役所4階部分が崩壊。また、中央線陸橋の段差発生や家屋等の倒壊、上水道が漏水するなど甚大な被害を受けました。

● 4月27日

全員協議会を開催し、執行部から被害状況や避難所の状況、花園台等の避難指示、被災者支援の状況について報告を受け、対応等の協議を行いました。

また、「市議会としての地震に対する今後の取組」について協議を行いました。

全員協議会



議会運営委員会

全員協議会

全員協議会

3 常任委員会

熊本県への陳情

議会運営委員会

● 5月9日

議会運営委員会を開催し、第2回定例会の会期の短縮や、一般質問の取り扱い、議会としての特別委員会等の設置、地元選出国会議員への陳情等について協議を行いました。

● 同日

全員協議会を開催し、執行部から地震に伴う状況報告を受け、対応等の協議を行いました。

また、閉会中の常任委員会を開催し、今後の課題等を取りまとめて、提言書として執行部に提出すること、5月の毎週月曜日を基準に全員協議会を開催することを取り決めました。

● 5月16日

全員協議会を開催し、執行部から地震に伴う状況報告を受け、対応等の協議を行いました。また、市議会において、熊本地震へ対応するための組織を設置することや、地元選出国会議員への陳情について協議を行いました。

● 5月18日、19日

総務市民常任委員会、経済建設常任委員会、文教厚生常任委員会の3常任委員会を開催し、今回の地震やその他災害に対する課題や提案について協議し、とりまとめを行いました。

● 5月18日

議長及び市長で、県及び県議会に対して、「宇土市の復興に向けた要望書」を提出し、庁舎の再建・解体及び公共施設等の復旧に係る財政支援、造成団地の復旧対策などについて陳情活動を行いました。



● 5月23日

議会運営委員会を開催し、第2回定例会の会期を短縮することや、一般質問については、「市長の復興に向けた決意」に関して議会を代表して一人が行うことが決まりました。

全員協議会

国会議員への
陳情

全員協議会

市長に提言書
の提出

国及び国会議員に
対する陳情

● 5月23日

全員協議会を開催し、執行部から地震に伴う状況報告を受け、対応等の協議を行いました。

また、市議会において、「熊本地震復旧復興推進協議会」を設置することとし、市執行部への提言書、地元選出国会議員への陳情について協議を行いました。

● 5月30日、31日

「熊本地震復旧復興推進協議会」の有志議員で、地元選出国会議員に対し、本市に対する財政支援及び人的支援について、陳情活動を行いました。



● 6月1日

全員協議会を開催し、執行部から地震に伴う状況報告を受け、対応等の協議を行いました。

また、市議会において、市執行部に対する「平成28年熊本地震からの復旧・復興に向けた提言書」をとりまとめました。

● 同日

正副議長、議会運営委員長、各常任委員長から、市長に対し、上記の提言書を提出しました。



● 6月8日、9日

議長が西山県議と共に上京、先だつて上京していた市長と合流し、国及び地元選出国会議員に対し、庁舎の再建・解体等に係る財政支援及び花園台の造成団地に関する復旧事業への支援について陳情活動を行いました。

平成28年 第2回定例会

第2回定例会を6月20日から6月23日まで、4日間の会期で開催しました。これは、平成28年4月に熊本地震が発生し、震災直後の定例会であることから、執行部の復旧対応業務への影響に配慮し、会期を短縮して行ったものです。

市長提出議案として、専決処分の報告及び承認15件、宇土市広告式条例の一部改正など条例関係2件、平成28年度一般会計補正予算など予算関係2件、宇土市固定資産評価審査委員会委員の選任についての人事案件1件、議員提出議案として宇土市議会基本条例、平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書など6件が上程され、いずれも原案のとおり決定しました。

議案の主な内容は下記のとおりです。なお、議決結果は15ページに、各委員会での審査内容は、12～14ページに記載しています。

専決処分

◆宇土市国民健康保険税条例の一部改正
地方税法等の改正に伴い、条例を改正するもの。

【主な内容】

・基礎課税額等課税限度額を改める。

課税限度額の種類	改正前	改正後
基礎課税額に係る課税限度額	520,000円	540,000円

・減額措置に係る軽減判定所得の算定において被保険者数に乘ずる金額を改める。

	改正前	改正後
5割軽減	260,000円	265,000円
2割軽減	470,000円	480,000円

【施行日】

・平成28年4月1日（平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用）

◆平成27年度宇土市一般会計補正予算（第11号）

歳入歳出それぞれ159万7千円増額し、総額を159億1,798万円とする。1月23日から1月25日の大雪災害対策経費。

◆平成28年度宇土市一般会計補正予算（第1号）

歳入歳出それぞれ43億1,359万1千円増額し、総額を193億359万1千円とする。4月14日、16日に発生した熊本地震に伴う震災対策事業経費。

◆平成28年度宇土市一般会計補正予算（第2号）

歳入歳出それぞれ7億3,695万2千円増額し、総額を200億4,054

条例

◆平成28年熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例について

平成28年熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置を定めるため、条例を制定するもの。

【主な内容】

・行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置として、①条例等に基づく行政庁の処分により付与された権利等 ②条例等に基づき市に求めることができる権利で、4月14日以降に満了するものを、9月30日を限度として満了日を延長する措置をとることができるものとする。

・期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置として、4月14日から7月28日までの間に履行期限が到来する義務が7月29日までに履行されたときは、当初の履行期限に履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任は問われないものとする。

【施行日】

公布の日

予算

◆平成28年度宇土市一般会計補正予算（第3号）

歳入歳出それぞれ4,693万2千円増額し、総額を200億8,747万5

千円とする。主なものは、参議院議員選挙費、担い手育成支援経費、震災対策事業経費の増額補正。

◆平成28年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出それぞれ118万8千円増額し、総額を54億3,172万4千円とする。国民健康保険制度の都道府県単位化に伴うシステム改修経費の増額補正。

その他

◆宇土市役所本庁舎他解体工事請負契約の締結

予定価格1億5,000万円以上の工事の請負に関する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるもの。

【契約の目的】

宇土市役所本庁舎他解体工事

【契約の方法】

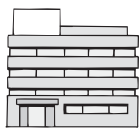
随意契約

【契約の金額】

3億7,908万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

【契約の相手方】

西松建設株式会社九州支社



人事

◆宇土市固定資産評価審査委員会委員の選任（任期3年）

秋田 泰雅 氏（新任）



宇土市議会基本条例

市民に身近な信頼される議会を目指すため、より公平性、透明性を高め、市民との協働の下、議会の目指すべき理念を達成するため、条例を制定するもの。

【主な内容】

・議会及び議員の活動原則、市民と議会の関係、議会と市長等の関係、一問一答による質疑応答及び反問権、議員の責務等の議会に関する基本的な事項を定めるもの。

【施行日】

平成28年7月1日

宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

平成28年第1回定例会において、議会改革推進特別委員会の最終報告が行われ、その改善事項を実現するため、条例を改正するもの。

【主な内容】

・議員報酬に日割計算を導入する。
・費用弁償の一部を廃止する。

【施行日】

平成28年7月1日

宇土市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正

平成28年第1回定例会において、議会改革推進特別委員会の最終報告が行われ、その改善事項を実現するため、条例を改正するもの。

【主な内容】

・政務活動費の交付方法について、現在の半期ごとから年度ごとに交付する。

【施行日】

平成29年4月1日

◆平成28年度宇土市一般会計補正予算（第3号）

歳入歳出それぞれ4,693万2千円を増額し、総額を200億8,747万5千円とする。

費目 (歳出概要)	予算額 (千円)	歳出の主なもの () 内は補正額【単位：千円】
総務費	5,264	参議院議員選挙費 (3,590), パスポート交付事業経費 (900), 経済センサス経費 (602)
民生費	17,679	保育所等整備事業 (9,460), 放課後児童健全育成事業経費 (3,595), 母子家庭高等職業訓練促進事業経費 (3,128)
衛生費	929	社会保障・税番号制度導入経費 (929)
農林水産業費	9,042	担い手育成支援経費 (8,767), 地籍調査一般経費 (275)
土木費	405	住宅管理一般経費 (405)
教育費	9,101	社会教育総務費一般経費 (9,400), 小中一貫教育推進事業 (953), 網田小中一貫教育推進事業 (▲1,401)
災害復旧費	4,512	震災対策事業 (4,512)

平成28年第2回宇土市議会定例会 一般質問一覧表

【一般質問】

発言順	氏名	質問事項（大項目）	掲載ページ
1	杉本 信一	(1) 復興へ向けた市政について	7

※今回の一般質問は、執行部の復旧対応業務への影響に配慮し、18人の議員を代表して一人が行いました。

復興へ向けた 市政について



(無所属)

杉本 信一 議員

問

この度の熊本地震により被災されました方々に心からのお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧復興を願うものでございます。

さて、今回6月定例会は、震災直後の定例会となります。

議会としましては、執行部の復旧対応業務への影響に配慮いたしまして、今回の一般質問は、18人の議員を代表いたしまして、一人が行うことになりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

震災発生以降の状況につきまして、先ほど市長から報告があったとおりでございます。被災された皆様の中には、住家に甚大な被害を受けた方や、今もまだなお、避難所等での生活を強いられておられる方もいらっしゃると思います。身体的な負担やス

トレスは相当なものであると推測されます。一日も早く、落ち着いた平穏な日々を取り戻されることを、心から願っております。

また、執行部の皆様におかれましても、本庁舎が壊滅的な被害を受け、十分に行政機能を発揮できない状況の中、また職員の中にも被災された方もいらっしゃる中、震災直後から避難所対応、被害対応、住民対応等に追われ、ほとんど不眠不休で、ライフラインの復旧、被災者の支援等、市民のために献身的に尽くしてこられましたことにつきまして、本当に頭が下がる思いでございます。

我々市議会議員も、地震直後から被災者に寄り添い、それぞれがそれぞれの地域で、できる限りの支援活動を行ってまいりました。そして宇土市の復興のために、市議会として何ができるのか、何をすべきなのかを考え、全議員で議論を重ねながら行動し、今日に至っております。

具体的には、5月23日に、全議員で「熊本地震復旧復興推進協議会」を設置いたしました。5月末には、有志議員により、早速、国に対して要望活動を行ってまいりました。

また、5月18日、19日に各常任委員会を開催し、市民の代表として、市民目線で、各議員から復興に対する思い、考えを提言し、それらを全てとりまとめ、全議員合意のもと、

6月1日に、市長に對しまして「熊本地震からの復旧・復興に向けた提言書」を提出させていただきました。これは、被災者支援をはじめ、避難所のあり方、施設復旧、人的支援及び適正配置、今後の防災対策など、今後の宇土市防災全般について提言したものであります。

そこで、今回の一般質問ですが、通常の「いわゆる一般質問」とは少々意味合いが違うものとは存じますが、市長にお尋ねいたします。

今回の震災後、今もまだ一部は復旧の段階にあると思いますが、これからの宇土市について、市長の思いをお聞かせいただきたいと思っております。

先だつて提出しました、議会からの提言に対するお考えを含め、今後の宇土市復興に向けての市長のお考えを、そして決意を、是非お聞かせいただきたいと思っております。

答

6月1日付けで議会からいただいたとおりです「平成28年熊本地震からの復旧・復興に向けた提言書」に対する私の考え、そして、今後の宇土市の復興に向けた、市長としての決意を申し上げます。

まずもって、議員各位におかれましては、震災後の混乱の中、そして、御自身も被災されている中で、各避

難所における被災者支援、そして住民の皆様の被害状況、要望等のとりまとめ、さらには庁舎損壊のため、行政情報の発信が不十分だったことを補うかのごとく、市内を奔走していただくなど、いつも以上に市政への御協力をいただきましたことに對し、改めて御礼を申し上げます。

また、全議員の皆様で「熊本地震復旧復興推進協議会」を設置され、本市の復旧・復興に御尽力いただいておりますことに対しまして、重ねて御礼を申し上げます。

そして、今回いただいた提言書につきまして、会派を超え、議会として一致団結され、多くの貴重な御意見を頂戴しましたことに對し、深く敬意を表するところでございます。行政運営の両輪の一つである我々執行部としましては、このような御提言をいただき、今後の復旧・復興に向け、大変心強く思うところでございます。

御承知のとおり、4月14日の前震と16日の本震を中心とする今回の熊本地震は、本市に、市制施行以来の未曾有の大被害をもたらしました。これに對し、私どもは、震災直後から、議員の皆様、ボランティアの皆様、さらには全国の自治体からの大勢の応援職員の皆様に御協力をいただき、市民生活の復旧を第一に、総力をあげて取り組んでまいりました。

一般質問

まず、被災者支援につきましては、最優先課題として取り組んでいるところでございます。震災により自宅が損壊し、いまなお多くの方々が長期間の避難所生活を余儀なくされておられます。その方々のために、高柳町の終末処理場グラウンドに高柳仮設団地として42戸、境目児童公園グラウンドに境目仮設団地として24戸、合計66戸を建設しております。境目仮設団地は先週完成し、昨日から入居が始まっており、高柳仮設団地もまもなく完成いたします。

入居対象世帯は、住宅の被災程度が全壊と大規模半壊のみとしております。

今後、仮設住宅を必要とされる世帯数に応じて、それに見合う数の仮設住宅を整備すべきことは、御提言のとおりでございます。現在、更なる建設地として、宇土市土地開発公社が所有しております新松原町の一角に18戸を建設中としております。

また、高柳仮設団地と境目仮設団地の空き室20戸と新松原町に建設中の18戸につきましては、現在2次募集を行っているところでございます。1次募集では、入居対象世帯を全壊と大規模半壊に限定しておりましたが、2次募集におきましては、住宅の被災程度を半壊世帯まで広げ、住宅が損壊し、居住できないような方も対象としております。

さらに、住宅の被災程度が半壊以上の世帯を対象に、市営住宅の空き室7戸について、6か月間一時的に入居できるように併せて対応しております。

また、住宅が全壊や大規模半壊等の被害を受けた方に、義援金及び被災者生活再建支援金等を支給いたします。

まず、義援金につきましては、第1次配分としまして、全壊・大規模半壊世帯を6月3日から、半壊世帯は6月6日から申請受付を開始しております。第1次配分基準は、全壊世帯20万円、大規模半壊と半壊世帯は10万円となっております。

こちらは、今月15日から既に振込みがスタートしております。

なお、第2次配分につきましても、近日中に配分基準を策定し、来月中の支給を目標としております。

支援金につきましては、支給事務を被災者生活再建支援法人 公益財団法人 都道府県会館が行っております。被災証明の判定が決定した方から順次受け付けをしております。申請受付から支給までは、1か月程度を要し、支給額は、基礎支援金として、複数世帯のうち、全壊世帯に100万円、大規模半壊世帯に50万円を支給し、単数世帯につきましては、全壊世帯に75万円、大規模半壊世帯に37万5千円を支給いたします。

ます。

なお、半壊世帯であっても、やむを得ない事由により、半壊家屋を解体した場合には、全壊世帯と同様の支援金を受け取ることができま

す。こちらにつきましては、受付の早かった方から順に支給がスタートしております。

被災した住宅に対する応急修理につきましても、国の補助事業を活用し、市が業者に依頼して応急修理を行っております。

納税につきましては、被災状況に応じて減免を行っているほか、分割納付等の納付相談も行っております。併せて、震災に関して住民票等を取

得されることに係る手数料についても免除しております。税の減免期間や手数料の免除期間については、他市町村の状況等を考慮の上、柔軟に対応してまいります。

災害ごみの処理につきましては、事前に市で減免の申請をしていただいた方は、直接宇土清掃センターと熊本クリーンサービスへ持ち込むことができるようにしております。また、運搬車両をお持ちでない方には、軽トラックの貸出も行っておりますが、さらに、災害ごみを自ら持ち込むことが困難な高齢者のみの世帯等を対象として、一定の要件のもと、戸別収集による対応も行うこととしております。



今回の地震では、市内の商店街の店舗や大規模店舗も相当被害を受けております。このような企業への支援につきましては、熊本労働局やハローワーク、商工会などと連携して、被災された事業主や従業員の方、又は仕事をお探しの方に対する相談窓口を設けております。

また、中小企業への支援策につきましても、商工会を窓口として、中小企業庁がまとめた中小企業者向け支援策の紹介を行っております。さらに、被災中小企業対策として、中小企業等グループ補助金、持続化補助金等は非常に有効でありますので、この活用について市内事業者へ広く周知してところでございます。

一般質問

市におきましては、震災前から店舗の改装等に対する整備資金の利子補給を行っておりますが、今回の震災により被災された店舗の補修や改修も本事業の対象とすることとしております。

小中学校の学習支援につきましては、震災後、休校状態が続き、全ての学校が再開されたのは、5月2日となりました。この間の休校で生じた欠課時間を回復するため、6月から平成29年1月までの原則第2土曜日に授業を実施するものとしております。

今後は、被災により経済的に困窮する家庭への負担軽減策も検討してまいります。

そして、何より、今回の地震によって、不安定となっている子どもたちの精神状態も非常に心配されるところでございます。現在、このような子どもたちに対応できる体制づくりとして、5月末から心のケアの専門家であるスクールカウンセラーが派遣され、併せて養護教諭の配置が進められております。また、通路のうち塀の倒壊や液状化が懸念される箇所を中心として、安全の再点検を行ってまいります。

次に、避難所への対応につきましては、現在七つの避難所に、夜間は約100人（昨日は96人）の避難者の方がいらっしゃいます。避難所では、不慣れた生活が続くことから、避難者の方には様々なストレスが加わり、体力や病気に対する抵抗力の低下が心配されます。市では、避難者の方の食事や栄養補給面での支援として、管理栄養士の栄養バランス情報を取り入れた食事メニューによります配食サービスを、希望される避難者に対して5月15日から開始しております。

また、梅雨の時期、そしてこれから夏を迎えることから、衛生環境の悪化や食中毒などの発生が懸念されます。このため、洗濯機、冷蔵庫、クーラーなどを設置し、生活環境の改善に努めているところです。また、県外の応援保健師と連携して、各避難所を昼夜巡回し、日常生活の支援に配慮しながら、健康面や衛生面について対策を講じております。今後、一人一人の衛生・健康管理に十分配慮していきたいと考えております。また、長期化している避難生活では、そこでのモラル・マナーなども重要なものとなっております。地震により、期せずして生まれた避難所というコミュニティにおいても、お互いを思いあう大切さ、それを御理解いただけるよう、努めてまいります。

次に、施設等の復旧につきまして、仮設庁舎を市役所裏側市民駐車場の北側（中川タクシー側）に、7月中の完成を目指して建設しております。本庁舎内で行っております市役所業務は、現在、市民体育館、終末処理場、市民会館の3か所に分散して行っておりますが、仮設庁舎に移行するのは、広さの都合上、市民体育館で業務を行っている部署のみとなります。今後、本庁舎の解体が終わわり、市役所別館と福祉センターの利用が可能となった段階で、分散している部署を仮設庁舎と市役所別館などに一体的に配置することを予定しております。この本庁舎解体につきましては、7月初旬に着工し、来年3月末完了予定で進めてまいります。市役所敷地周りに立入禁止の仮囲いを設置し、庁舎内に残っ

ている備品類、あるいは重要書類をマグネット等を活用して回収しながら解体工事を行います。

なお、震災前の「宇土市庁舎建設基本構想（案）」における平成33年供用開始という目標につきましては、前倒しすることも視野に検討する必要があります。今後、市民の皆様の見解等も参考にしながら、震災を教訓とした災害時の防災機能の強化、及び市民サービスの向上や行政運営の効率化、多様化する市民ニーズへの対応策を考慮してまいります。ただし、現在、国及び県への支援を要望しておりますが、災害復旧事業での対応となりますので、現位置・現規模が原則となるよう



一般質問



ございます。位置や規模に制約がありますが、財源確保と合わせて具体的な検討を進めてまいります。

今回の地震では、庁舎以外にも比較的大きな公共施設（例えば中央公民館、老人福祉センター等）も多数被害を受けております。そのため、それらの施設が、避難所としての機能を果たせなかったことにより、宇土地区の小中学校の体育館を避難所として長期間開設しなければならず、教育活動の早期再開に影響を与えています。このことを反省し、今後、震災に伴う施設の改修等を行う際は、耐震化に加えて、いざというときに避難所として必要な防災機能を備えた施設の改修等を考慮して

まいります。

そして、これらの庁舎や施設の中には、市民の皆様との共有財産である、重要な書類や台帳類も残されています。それらの復元等には、高度な技術や多額の費用を要することが少なくありませんので、適宜対応を行ってまいります。

また、指定及び未指定文化財につきましても、武家屋敷・旧高月邸や船場橋をはじめ、数多くの文化財が震災の影響を受けております。文化的価値を十分認識し、有識者など専門家の意見も踏まえて計画的に復旧に努めてまいります。

人的支援につきましては、震災後、県内外から多くのボランティアの



方々や自治体職員の支援をいただきました。被災し、混乱する現場に

様々な形で支援いただきました皆様に対して、この場をお借りして、改めて心から御礼を申し上げる次第でございます。特に避難所運営や家屋

調査などの業務に対して、長崎県、沖縄県、奈良市、柏市、日置市など全国60を超える自治体から常時70～80人の方に応援をいただき、約2か月間での延べ人数は5,000人を

超えております。このような御支援によりまして、市職員は災害対応業務や通常業務にも従事することができております。今後は、住宅相談や

義援金の窓口となつていた被災者支援室に更なる業務量の増加が見込まれますので、適正な人員確保に努め、早急かつ確実な業務処理に努めてまいります。

今後の防災対策につきましては、今回の地震に伴う避難所の状況等を調査し、避難所の指定、備蓄の数量、避難ルートなど、防災計画の見直しを行います。

また、本庁舎に設置してありました防災行政無線につきましては、早急に代替の放送設備とデジタル化整備を進める必要がありましたので、6月中旬に市役所裏側市民駐車場の一角（福祉センターの横）に仮設プレハブを建設いたしました。今後は、順次、市防災行政無線システム、県

防災行政無線システム、Jアラート等を整備してまいります。

また、防災教育としまして、今回の震災の経験と教訓を次の世代の子どもたちに継承していくことも極めて重要なことであると考えております。今後は、子どもたちの防災意識を高めるためにも、消防署等と連携しながら、防災教育に力を入れて取り組み、自然がもたらす脅威だけでなく、命の尊さや、自らの命を守るための活動を子どもたちに伝えていかなければならないと考えております。

その他、土砂災害警戒区域やがけ崩れの危険箇所につきましては、国、県、地元と連携を図り、危険箇所の点検や対策を行うとともに、市道及び河川、橋梁等につきましても点検を行い、災害対策を講じてまいります。

庁舎が被災しました現在、業務継続に多大な支障をきたし、限られた場所と人材の中で、災害対応業務と通常業務を同時に進行していかねればなりません。業務におきましては優先度を常に意識しながら、早急に対応が必要なものについては、迅速な対応を行ってまいります。

また、財政面におきましても、災害復旧に伴います予算の増額が見込まれます。

幸い、平成27年度的一般会計剰余

一般質問



金が5億2千万円ほどございましたので、その一部である3億円を財政調整基金に積み立てまして、今後の財政運営の貴重な財源としてまいりたいと考えております。

震災後、被災者支援のために、ライフラインの復旧、医療、福祉、教育の再開にも全力を傾注してまいりました。今後は、仮設住宅の建設や道路、河川等の復旧、さらには産業の回復など、災害を教訓とした安全、安心な居住地の整備等に全力で取り組んでまいります。

改めまして、多くの皆様方からいただいた御支援に感謝を申し上げますとともに、今後とも、引き続きの御支援、御協力をお願いし、議会か

らいただきました提言書に対する私の考え、そして、今後の宇土市の復旧・復興に向けた市長としての決意とさせていただきます。（市長）

提言

ただ今、市長から、宇土市復興へ向けての、様々な分野における前向きな考え方を詳しく説明していただいたと思います。そして、力強い決意をお聞かせいただきました。現実問題として、復興に向けての課題は山積しております。これから、長い道のりになるだろうと思いますが、課題を一つ一つ乗り越えながら、安心、安全で住みよい宇土市、これから輝き続けることのできる宇土市の実現に向け、不撓不屈の精神をもって励んでいただきたいと思います。

ここで、まだ落ち着いたとは言えない状況ではありますが、少しだけ振り返らせていただきます。市執行部、市職員全員に申し上げたいこととして、まず、震災による庁舎損壊によって、職員の皆様方の中に人的被害がなかったことでございます。これには議員一同、心から安堵いたしました。

そして、まさしく震災直後から、市役所裏駐車場や各避難所などにおいて、市長をはじめ職員の皆様が、必死に対応する姿を、我々議員も見えてまいりました。

庁舎敷地に入ることもできず、震災に対応する体制すら整えることもままならない状況の中、「被害状況の把握」はもとより、「市民の避難状況はどうか」「市民の避難状況はどうか」など、何かがどこで、どれだけ不足しているのか、「国や県は今、どう動いているのか」、「国や県は今、どう動いているのか」など、ありとあらゆる情報が錯綜しておりました。

全てのことに完全に対応することは物理的に不可能ともいえる厳しい状況の中、何ができるのか、何を優先するのか、という非常に難しい判断や対応を迫られた局面であったことは間違いなく、と思います。

とにかく全ての状況が未経験であり、同時に全てが待ったなし、とい



う、未曾有の混乱の中、市長をはじめ、職員一人一人が、それぞれの立場において、必死で、そして全力で対応にあたる姿を私たちは見てきております。

それは議員であると同時に、一人の宇土市民として、本当に頼もしく、また力強く感じたものであります。議員一同、心から、その御労苦に対し、心からの感謝を申し上げる次第でございます。

これからの「宇土市復興」、これは言うまでもなく市執行部と市議会、行政運営の両輪が、全力で邁進すべきことでございます。今後引き続き、我々市議会議員としまして、市民の代表として、宇土市復興に向けて精一杯取り組んでまいります。市執行部と市議会、共に宇土市復興へ向け、一緒に頑張ってまいります。

最後になりますが、改めまして、市長をはじめ、職員の皆様におかれましては、これまでの震災対応業務、大変御苦勞様でございます。御自身では気づいておられなくとも、おそらく、心身ともに相当の疲労が蓄積されているに違いないと思います。今後の宇土市復興のためにも、どうか体調管理に十分留意をされ、老若心ながら、お身体を十分御自愛くださいますようお願いいたします。

総務市民

総務部・企画部・市民環境部・その他を所管



野口修一委員長

総務市民常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る6月22日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、専決関係8議案、条例関係1議案、予算関係1議案、その他1議案であります。

宇土市税条例等の一部を改正する条例

これは、地方税法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

宇土市国民健康保険税条例の一部改正

これは、地方税法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例

これは、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関

する法律第20条の地方公共団体等を定める省令等の改正に伴い、条例を改正するものであります。

平成27年度宇土市一般関係補正予算(第11号)

当委員会所管の主なものを申し上げます。

繰入金において、財政調整基金繰入金を1,097千円増額するものであります。これは、予算総額の財源調整を行ったものであります。

平成28年度宇土市一般会計補正予算(第1号)

当委員会所管の主なものを申し上げます。

震災対策事業経費として、議会費10万円、総務費3億6,856万円、衛生費23億832万6千円、消防費1,254万4千円、災害復旧費1億6,289万7千円をそれぞれ増額するものであります。

また、債務負担行為の補正としまして、災害廃棄物処分事務委託に要する経費など、5事業について追加を行っております。

その他、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

宇土市公告式条例の一部改正

これは、条例第2条第2項において定められている掲示場所について、例外規定を設けるため、条例を改正するものであります。

災害等廃棄物処理の事務の委託

これは、平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の適正な処理を熊本県に委託するため、協議により規約を定めるものであります。

平成28年度宇土市一般会計補正予算(第2号)

当委員会所管の主なものを申し上げます。

震災対策事業経費として、総務費260万円、衛生費50万円、消防費52万2千円、災害復旧費4億7,946万5千円をそれぞれ増額するものであります。

その他、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

平成28年熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例

これは、平成28年熊本地震による災害

の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置を定めるため、条例を制定するものであります。

平成28年度宇土市一般会計補正予算(第3号)

当委員会所管の主なものを申し上げます。総務費では、参議院議員選挙費として359万円を増額するものであります。災害復旧費では、震災対策事業経費として、451万2千円を増額するものであります。

その他、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

宇土市役所本庁舎他解体工事請負契約の締結

これは、予定価格1億5,000万円以上の工事の請負に関する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が、総務市民常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で、全て原案のとおり承認及び可決いたしました。

経済建設

経済部・建設部・農業委員会を所管



嶋本主人委員長

経済建設常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る6月22日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、専決処分報告及び承認6議案、予算関係1議案であります。

平成27年度宇土市一般会計補正予算(第11号)

当委員会所管について申し上げます。
地方債の補正としまして、準用河川改修事業債について限度額の変更を行っております。

平成28年度宇土市一般会計補正予算(第1号)

当委員会所管の主なものを申し上げます

す。

震災対策事業経費として、衛生費1,227万9千円、農林水産業費110万7千円、商工費57万2千円、土木費734万2千円、災害復旧費9億4,405万6千円をそれぞれ増額するものであります。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

平成28年度宇土市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

補正額は、596万2千円を増額するもので、補正後の総額は1億1,224万4千円であります。

これは、震災対策事業の実施に伴う増額補正となっております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

平成28年度宇土市水道事業会計補正予算(第1号)

収益的支出の補正額は、3,911万7千円を増額するもので、補正

後の総額は5億2,057万4千円であります。

これは、震災対策事業の実施に伴う増額補正となっております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

平成28年度宇土市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

収益的支出の補正額は、4,410万円を増額するもので、補正後の総額は10億1,229万6千円であります。

また、資本的支出の補正額は、3,200万円を増額するもので、補正後の総額は、6億7,262万1千円であります。

これは、震災対策事業の実施に伴う増額補正となっております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

平成28年度宇土市一般会計補正予算(第2号)について

当委員会所管の主なものを申し上げます。

土木費では、宅地耐震化促進事業として1,500万円、震災対策事業として

299万1千円を増額するものであります。

次に、災害復旧費では、震災対策事業経費として1億5,018万4千円を増額するものであります。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

平成28年度宇土市一般会計補正予算(第3号)

当委員会所管の主なものを申し上げます。

農林水産業費では、担い手育成支援経費として876万7千円、地籍調査一般経費として27万5千円を増額するものであります。

次に、土木費では、住宅管理一般経費として40万5千円を増額するものであります。

以上が、経済建設常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり承認及び可決いたしました。

文教厚生

健康福祉部・教育委員会を所管



榎崎政治委員長

文教厚生常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る6月22日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、専決処分報告及び承認7議案、条例関係1議案、予算関係2議案であります。

損害賠償額の決定

これは、台風15号の通過に伴い、市が指定した天然記念物「牧神社イチョウ」が隣接する牧神社に倒木し、牧神社の建物、鳥居、玉垣及び燈籠を損壊させ損害を与えたため、損害賠償額を決定したものであります。

平成27年度宇土市一般会計補正予算(第11号)

当委員会所管の主なものとしましては、

1月23日～1月25日の大雪災害対策経費159万7千円を増額するものであります。

また、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っております。

平成28年度宇土市一般会計補正予算(第1号)

当委員会所管の主なものについて申し上げます。

震災対策事業経費として、民生費3億4,569万7千円、衛生費13万7千円、教育費1,413万6千円、災害復旧費1億3,535万1千円をそれぞれ増額するものであります。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

平成28年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

補正額は10万3千円を増額するもので、補正後の総額は54億3,053万6千円であります。これは、震災対策事業の実施に伴う増額補正となっております。

平成28年度宇土市介護保険特別会計補正予算(第1号)

補正額は31万4千円を増額するもので、補正後の総額は33億7,275万2千円であります。これは、震災対策事業の実施に伴う増額補正となっております。

平成28年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

補正額は7万円を増額するもので、補正後の総額は3億9,884万1千円であります。これは、震災対策事業の実施に伴う増額補正となっております。

平成28年度宇土市一般会計補正予算(第2号)

当委員会所管の主なものについて申し上げます。

震災対策事業経費として、民生費3,004万3千円、教育費172万9千円、災害復旧費5,391万8千円をそれぞれ増額するものであります。そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

これは、学校教育法等の改正に伴い、条例を改正するものであります。

平成28年度宇土市一般会計補正予算(第3号)

当委員会所管の主なものについて申し上げます。

民生費では、保育所等整備事業経費として946万円、放課後児童健全育成事業経費として359万5千円、母子家庭高等職業訓練促進事業経費として312万8千円を増額するものであります。

衛生費では、社会保障・番号制度導入経費として92万9千円を増額するものであります。

教育費では、社会教育総務費一般経費として940万円を増額するものであります。

平成28年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

補正額は118万8千円を増額するもので、補正後の総額は54億3,172万4千円であります。これは、国民健康保険制度の都道府県単位化に伴うシステム改修経費の増額補正となっております。

以上が、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり承認及び可決いたしました。

平成28年第2回宇土市議会定例会議決結果一覧

【市長提出議案】

番 号	件 名	付託委員会	議決の結果
第53号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第4号 損害賠償額の決定について	文教厚生	原案承認
第54号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第5号 宇土市税条例等の一部を改正する条例について	総務市民	〃
第55号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第6号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	総務市民	〃
第56号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第7号 宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について	総務市民	〃
第57号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第8号 平成27年度宇土市一般会計補正予算（第11号）について	総務市民 経済建設 文教厚生	〃
第58号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第9号 平成28年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について	総務市民 経済建設 文教厚生	〃
第59号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第9－2号 平成28年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	文教厚生	〃
第60号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第9－3号 平成28年度宇土市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について	経済建設	〃
第61号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第9－4号 平成28年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	文教厚生	〃
第62号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第9－5号 平成28年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	文教厚生	〃
第63号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第9－6号 平成28年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について	経済建設	〃
第64号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第9－7号 平成28年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について	経済建設	〃
第65号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第10号 宇土市公告式条例の一部を改正する条例について	総務市民	〃
第66号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第11号 災害等廃棄物処理の事務の委託について	総務市民	〃
第67号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第12号 平成28年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について	総務市民 経済建設 文教厚生	〃
第68号	宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	文教厚生	原案可決
第69号	平成28年熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例について	総務市民	〃
第70号	平成28年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について	総務市民 経済建設 文教厚生	〃
第71号	平成28年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	文教厚生	〃
第72号	宇土市役所本庁舎他解体工事請負契約の締結について	総務市民	〃
第73号	宇土市固定資産評価審査委員会委員の選任について		原案同意

【議員提出議案】

番号	件 名	議決結果
発議第3号	宇土市議会基本条例について	原案可決
発議第4号	宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
発議第5号	宇土市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について	〃
発議第6号	平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書	〃
発議第7号	被災者生活再建支援法の改正を求める意見書	〃
発議第8号	行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書	〃

【報告】

報告番号	件 名
第3号	平成27年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第4号	平成27年度宇土市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
第5号	宇土市土地開発公社の経営状況の報告について
第6号	専決処分の報告について 専決第2号 損害賠償額の決定について

議案賛否一覧表

議 案 等		議 決 結 果	表 決 数 賛 成－反 対	政 風 会			宇 土、み ら い		う と ・ し せ い 会				無 所 属						
				今 中 真 之 助	西 田 和 徳	野 口 修 一	田 尻 正 三	嶋 本 圭 人	檜 崎 政 治	園 田 茂	宮 原 雄 一	柴 田 正 樹	平 江 光 輝	中 口 俊 宏	藤 井 慶 峰	芥 川 幸 子	山 村 保 夫	杉 本 信 一	浜 口 多 美 雄
第55号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第6号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	可 決	1 6－1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×

※○＝賛成又は採択、×＝反対又は不採択、欠＝欠席、退＝退席、除＝除席

※村田宣雄議員は議長職のため、可否同数の場合のみ裁決する。

上記以外の議案等は、原案のとおり全会一致で決定されました。

市議会議員表彰

平成28年第2回定例会の開会日冒頭に、本会議場において、表彰状及び感謝状の伝達が行われました。内容は、5月31日、東京国際フォーラムで開催されました第92回全国市議会議長会定期総会の席上において、全国市議会議長会会長から、福田慧一議員が市議会議員として在職25年の表彰状を授与されたものです。



福田慧一議員

市議会議長会からのお見舞金

平成28年4月27日に熊本県市議会議長会、5月23日に九州市議会議長会から熊本地震被害に伴うお見舞金をいただきました。また、7月11日には全国市議会議長会が熊本県市議会議長会にお見舞金贈呈のため来熊され、7月12日に本市の本庁舎等を視察されました。このお金は今後、熊本県市議会議長会から該当市へ配分される予定です。

これらのお見舞金は、今後の市の復旧・復興等のために使用されます。



熊本県市議会議長会



九州市議会議長会



全国市議会議長会

市議会からのお知らせ

市議会のホームページで、本会議（定例会・臨時会）の会議録を公開しています。

【アドレス】 <http://www.city.uto.kumamoto.jp/>

なお、平成28年第2回定例会の会議録は、平成28年第3回定例会以降に閲覧可能です。

【お問い合わせ】 市議会事務局 0964-22-1111 内線234

議会を傍聴しませんか

市議会では市民の皆さんの生活に密着した問題が審議されています。身近な市政を知るために、是非一度傍聴してみませんか。

- ◇ 本会議の傍聴席の定員は50人です。ただし、会場の広さにより制限される場合があります。
- ◇ 委員会傍聴については、会場の広さ・内容等により人員を制限する場合がありますので御了承ください。
- ◇ 原則として、本会議、委員会は午前10時開会ですが、議事の都合で変更する場合があります。
- ◇ 本会議傍聴の際は、傍聴席入口に掲示の注意事項をお守りください。

編集後記

第2回定例会は、市執行部が震災に対する復旧・復興活動に全力を傾注できるよう、会期を短縮して行いました。先日、仮設庁舎が完成しましたが、今後ますます市の復旧復興が加速することを期待しているところです。

さて、今年の梅雨は、地震に追い打ちをかけるように、浸水や土砂災害を引き起こしました。被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

これからは台風の季節になります。市民の皆様におかれましては、情報収集や早めの避難を心掛け、高い防災意識を持って行動していただきたいと思ひます。

編集委員 委員長／藤井慶峰 副委員長／野口修一
委員／檜崎政治 委員／嶋本主人

平成28年 第3回定例会会期日程

第3回定例会の日程は、市議会ホームページを御覧になるか、議会事務局までお問い合わせください。